

平成 31 年 1 月からの雇用保険における照合省略手続の統合について

厚生労働省 職業安定局 雇用保険課

趣旨

雇用保険制度の運用に当たり、安定所における過去の取扱実績等からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められる等一定の要件を満たす事業主、労働保険事務組合、社会保険労務士については、各種被保険者関係手続において確認書類の添付を省略することができることとしています。

今般、雇用保険の事務処理に係る統一化を進める一環で、照合省略の手続を見直すことといたしました。

具体的な内容

(1) 概要

事業主等が雇用保険の届出等を行う際の関係書類との照合の省略（以下「照合省略」という。）の手続については、現状、電子申請による届出等に係る照合省略の手続のみ雇用保険業務取扱要領（以下「要領」という。）上詳細に明記され、他方、電子申請によらない届出等に係る照合省略の手続については要領上明確な定めがありません。

このため、電子申請による届出等に係る照合省略の手続に、電子申請によらない届出等に係る照合省略の手続を統合するとともに、電子申請によらない届出等に係る照合省略の手続を明確化することといたしました。

(2) 要件

過去 1 年にわたる取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、その記載内容に信頼性が高いと認められる労働保険事務組合が対象となり得ますが、次の点を考慮して都道府県労働局において判断します。

- ① 委託を受けている事業所数が一定数以上（常時 10 以上程度）であること。
- ② これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ③ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ④ その他公共職業安定所が主催する研修会等に積極的に協力する等雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

(3) 照合省略の申出に係る手続

新たに照合省略の対象となることを希望する労働保険事務組合は、電子申請

による届出等か否かにかかわらず、全国労働保険事務組合連合会都道府県支部を通じ、「確認書類の照合省略に係る申出書」を各都道府県労働局に提出いただくこととなります。

また、現在既に電子申請による届出等又は電子申請によらない届出等に係る照合省略が認められている労働保険事務組合は、今後、新たな申出等の手続を経ることなく、いずれの場合の照合省略も認められることとなります。

なお、電子申請によらない届出等に係る照合省略が認められている労働保険事務組合に対しては、順次その旨を各都道府県労働局から通知させていただきます。

(4)照合省略対象手続

次の4手続が対象です。

- ①雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書については離職理由欄を除く賃金支払基礎日数や賃金額等の欄に係る確認書類）
- ②雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ③雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ④雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書

(5)施行期日

平成31年1月1日～

※ 参考

[手続フロー「照合省略の対象事務組合となるための手続の流れ」](#)

[申請書フォーマット「確認書類の照合省略に係る申出書」](#)